

刑事弁護人に対する理不尽な非難攻撃に抗議し、 適正な刑事裁判の維持を求めるアピール

1、山口県光市において、当時18歳の少年が母子を殺害したとされる事件(光市母子殺害事件)の刑事裁判をめぐる、その弁護人らに対して理不尽な非難や攻撃が加えられている。

その論拠はさまざまであるが、「弁護人らが、死刑制度の廃止運動のために同事件を利用している」「死刑判決を回避するために、被告人本人がこれまで主張していなかった主張を、弁護人らがあえて行っている」などがあげられている。さらに、こうした理由に基づいて、弁護人らに対する懲戒請求を行うことが呼びかけられ、これに呼応するように多数の懲戒請求がなされていると伝えられる。

また報道によれば、日弁連には、被告人を死刑にできないなら弁護人らを処刑する、裁判で裁けないなら武力で裁くなどの脅迫的な文言が記載された文書が送りつけられているという。

2、暴力による威迫はもとより、これ以外の手段による場合であっても、被告人の防御権の行使やこれを担う弁護活動それ自体を阻害し、封殺しようとするのであれば、それは、憲法が保障する刑事被告人の裁判を受ける権利、適正な手続きを求める権利、弁護人選任権を侵害するものであり、許されない。

被告人は、凶悪な犯罪を犯したとして訴追されていようとも、判決の確定までは無罪の推定を受けるとともに、被告人としての防御権が保障されているのであり、そのような公正な裁判手続きを経て、処罰は公正なものとなる。これは、すべての人間に共通して保障されるべき基本的人権である。

このことは、犯罪被害者やその遺族の辛苦や心情が尊厳あるものとして処遇され、その権利が厚く保障されるべきこととは別のことであり、仮に弁護人の弁護活動の内容によって被害者が心証を害することがあったとしても、それは、被告人の防御権の行使や弁護活動それ自体を否定する理由とはならない。

3、弁護人は被告人の上記のような権利を擁護することを職責としているのであり、法治国家においては、弁護人がこの職責を誠実に果たすことを通じて、人々の正当な

権利が保障されることが可能になることが、理解されるべきである。

刑事裁判において、被告人に有利な事実の主張と立証を尽くすことは、弁護人の果たすべき職責である。本件では、差戻審において殺意の有無が争点として浮上したとされる。この時点で、当審の弁護人の立場で関係記録を精査し、改めて被告人からの聴取を尽くした結果、殺意の認定に疑義を持つに至ることはありうることであり、そして、このような結論に至ったのであれば、弁護人がその点の主張を尽くすことは弁護人の職責である。従前の訴訟過程における主張と異なる主張をしたことをもって、弁護活動に問題があると断じることはできないはずである。

先にも、2002年に富山県で発生した強姦・強姦未遂事件で、懲役3年の実刑判決が確定し、2年余の服役までした男性が無実であることが明らかになった。この男性は、捜査・公判段階では犯罪事実を認めることを余儀なくされていた。

このように、ある段階で被疑者・被告人が表明した認識は絶対視すべきものではなく、これに反する事実が後日明らかになることがあるのである。

4、訴訟のそれぞれの過程において、どのような弁護活動をなすべきかについては、被告人を防御する立場から被告人に接し、かつ、資料を精査する立場にある当該弁護人の判断が尊重されるべきであり、それが妥当なものとして採用されるか否かは、裁判所の判決によって判断されることになる。

そして、弁護人が被告人の意を十分に汲んだ主張をし、被告人の側に立って弁護活動を尽くすことが保障されていることこそが、その後の判決の公正さを確保し、すべての人の基本的人権が保障される法治国家の機能を担保することになる。

こうした意味で、弁護人に対しその弁護活動を否定する立場から理不尽な非難・攻撃を加えることは、ひとり当該被告人の弁護を受ける権利を侵害したり、あるいは弁護人の活動を妨害したりすることであるとどまらず、法治国家の基礎そのものを崩すことになるのである。

5、仮に犯罪を憎み、被害者とされる者やその親族等を支援する意図であっても、弁護人や弁護活動自体を敵視するならば、被告人の諸権利をはじめ、社会における人々の正当な権利を保障する法制度は機能しない。

行われた犯罪が重大であり、それによる被害が悲惨なものであるにしても、訴追された被告人の刑事手続上の諸権利を軽視し、ひたすら極刑に処することを求めること

は、法治国家においては認められないのである。

6、刑事弁護人に対する理不尽な非難や攻撃の背景で、厳罰化に向かうさまざまな刑事法制度や、被告人の防御の機会と時間を制約する審理期間の短縮化、被害者が刑事裁判手続きに当事者として参加し検察官とは別に論告・求刑まで行う制度の導入など、被疑者・被告人の権利侵害のおそれをとまなう治安強化、秩序維持優先の政策が進行している。ここには、刑事司法、刑事裁判制度の危機が存在する。

7、私たちは、わが国の刑事裁判における被告人の防御権を保障し、刑事裁判の危機を阻止するためにも、上記のような弁護人らに対する理不尽な非難と攻撃に対し強く抗議する。

そして、わが国社会の世論が、近代を経て到達した文明水準から後退して、極端な報復感情と誤った正義感の発現によってゆがめられ、公正で適正な刑事裁判が否定されることは断じて避けられなければならない。私たちは、かかる刑事弁護人の役割について、広く社会の理解と賛同を求めるものである。

2007年6月25日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第 3 8 回 定 時 総 会